

大和都市計画地区計画の決定（橿原市決定）

都市計画小槻町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	小槻町地区地区計画	
位 置	橿原市小槻町の一部	
面 積	約 3.8 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は市の中心部から北西約 2.5 km に位置し、また、奈良県中和地域の骨格を成す 2 本の幹線道路である京奈和自動車道及び中和幹線の交差点から北に約 0.8km に位置しており、交通の至便な地域である。このため地区計画の策定により、建築物の用途の混在による環境悪化の防止を行うと共に、適切な土地利用の規制・誘導等を図りつつ良好な市街地環境を形成し、保持することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は未利用地の合理的かつ健全な土地利用を図り交通の利便性を生かした商業、余暇業務施設等を誘導し、地区の活性化を図ることを目的としたまちづくりを図る。
	地区施設の整備の方針	地区南側の生活道路を整備することにより、利便性と安全性の向上を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途に適正な制限を定め、商業、余暇業務等の施設を配し、幹線道路沿いの利便の増進を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ②大学、高等専門学校、専修学校、その他これらに類するもの ③神社、寺院、教会、その他これらに類するもの ④病院 ⑤自動車教習所 ⑥老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの ⑦原動機を使用する工場で作業場の床面積が 1 5 0 m²を超えるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が 3 0 0 m²を超えない自動車修理工場を除く） ⑧畜舎（1 5 m²を超えるもの） ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条 5 項に定める性風俗特殊営業 ⑩勝馬投票券販売所・場外車券売場、その他これらに類するもの 		
備 考： 区域は計画図表示のとおり		

理 由： 幹線道路沿いと調和のとれた適正な土地利用の規制・誘導等を図りつつ、良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画を定めるものとする。